記　者　発　表　資　料
平成２７年　９月２４日
四 国 地 方 整 備 局

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名

番号	業　者　名	住　　所
①	（株）ニッショウ	東京都江東区猿江２－８－２
②	（株）清水商会	千葉県千葉市中央区松ケ丘町６３５
③	旭防災設備（株）	東京都世田谷区代田３－１３－１２
④	（株）東洋実業	北海道札幌市中央区北六条西２２－２－７

２．指名停止措置期間
①平成２７年９月２４日　から　平成２８年１月２３日　　４ヵ月
②平成２７年９月２４日　から　平成２８年５月２３日　　８ヵ月
③平成２７年９月２４日　から　平成２８年５月２３日　　８ヵ月
④平成２７年９月２４日　から　平成２８年１月２３日　　４ヵ月

３．指名停止措置の範囲
四国地方整備局管内

４．事実概要
本件については、国土交通省東京空港事務所が発注した消防設備の点検業務の入札で第一防災（株）が落札できるよう、当該入札に参加した他社と談合し、公正な入札を妨害したとして、（株）ニッショウ他８社の担当者が平成２７年８月６日、談合容疑で略式起訴されたものである。
また、当該業務については、入札参加者より、談合を行っていない旨の誓約書が国土交通省東京航空局へ提出されている。

５．指名停止措置理由
上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第２第９号ロ又は第１１号に該当し、同要領第４第一号の措置要件に該当する。
また、これを準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

○指名停止措置要領別表第２

措　置　要　件	期　　間
（公契約関係競売等妨害又は談合） ８　省略 ９　次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第１２号に掲げる場合を除く。）	逮捕又は公訴を知った日から
イ　当該地方整備局の所属担当官	３ヵ月以上１２ヵ月以内
ロ　当該地方整備局の所属担当官以外の国土交通省の所属担当官	２ヵ月以上１２ヵ月以内
１０　省略	

１１　国土交通省の所属担当官が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき １２　省略	４ヵ月以上１２ヵ月以内

○指名停止措置要領（抜粋）

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第４　部局長は、第1第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（第３第２項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

一　談合情報を得た場合又は国土交通省の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第２第６号、第９号、第１１号又は第１２号に該当したとき。

それぞれ当該各号に定める短期の２倍（別表第２第１２号に該当したときは、２．５倍）の期間

＜問い合わせ先＞
国土交通省　四国地方整備局
高松市サンポート３－３３　TEL　０８７－８５１－８０６１（代）
（定時以降は　０８７－８１１－８３０３）
○総務部契約課長　入　江　正　利　（内線２５１１）
総務部経理調達課長　兼　井　政　勝　（内線６３１１）
○総務部契約課長補佐　髙　﨑　勝　行　（内線２５１２）